

第 11 回 農 業 委 員 会 議 事 録

開 会 日 令和 5 年 1 月 19 日 (木)

場 所 文化会館たづくり 1001学習室

開会時間 午後 3 時 1 分

出席委員

1 番委員	荒 井 啓 子	2 番委員	野 口 一 盛
3 番委員	斉 藤 喜 兆	5 番委員	杉 本 明 彦
6 番委員	林 隆	7 番委員	戸 坂 昭 一
8 番委員	杉 本 富美男	9 番委員	倉 田 邦 昭
10番委員	榎 本 弘 行	11番委員	山 口 祐 二
12番委員	山 内 亜樹子	13番委員	矢ヶ崎 宏 始
14番委員	吉 井 美華子	15番委員	藏 見 洋 久
16番委員	田 中 敏 夫	17番委員	石 原 康 裕
18番委員	加 納 松 男	19番委員	荻 本 末 子
20番委員	篠 宮 稔		

欠席委員

4 番委員 杉 崎 一三六

事 務 局

次長 朝倉恵一 書記 佐野純子

書記 秋山雄亮

○朝倉事務局次長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから第11回調布市農業委員会総会を開催いたします。

ただいまのところ18人の御出席をいただいております。農業委員会議事規則第6条の規定による定足数に達していることを御報告いたします。

なお、4番議席の杉崎委員につきましては、本日都合により欠席する旨の連絡を、また、10番議席の榎本委員につきましては、本日遅れる旨の連絡をいただいております。

それでは、以降の進行を矢ヶ崎会長、よろしくお願いいたします。

○議長（矢ヶ崎会長）　皆さん、こんにちは。令和5年の新春を迎え、皆様にはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。本年もよろしくお願いいたします。

さて、昨年は、海外情勢の影響などにより、原油や農業肥料の価格高騰など、都市農業を取り巻く環境はますます厳しい状況にあります。そのような中で、今年も都市農業が持つ様々な課題に取り組んでまいりますので、皆様方の御協力よろしくお願いいたします。

なお、本日は、総会終了後、東京都農業会議の松澤氏を講師にお迎えして、農業委員会をめぐる情勢というテーマで研修会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、研修会終了後、17時45分からは講師の方も招いて渝園で新年会を行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

最初に、日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。本日の議事録署名委員には、2番議席の野口委員、5番議席の杉本明彦委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。会期の日程は、本日1日といたしますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

御異議なしと認め、そのように決定します。

続きまして、日程第3、専決処分の報告についてを議題といたします。報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」、以上2件を事務局から説明します。

○佐野書記　それでは、報告第1号を御覧ください。「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」であります。農地法第3条では、農地を農地として所有権の移転や地上権、永小作権、賃借権等の権利を設定、もしくは移転する場合には、農業委員会の許

可を受けることとなっております。ただし、その権利の移転の理由が相続または法人の合併、分割の場合は、農業委員会への届出となっております。今回、相続による所有権の移転の届出がありました。

番号1を御覧ください。土地の所在は入間町2丁目●番●外2筆、面積は1,148平方メートル、権利を取得した者は●●●●氏であります。12月26日に届出を受け、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、受理通知書を交付しております。

番号2を御覧ください。土地の所在は飛田給1丁目●番●外1筆、面積は1,187平方メートル、権利を取得した者は●●●●氏外2名であります。12月16日に届出を受け、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、受理通知書を交付しております。

次のページをお願いします。資料、報告第2号を御覧ください。「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」であります。農地法第5条は、土地の権利の移動や借地権の設定を行い、農地を農地以外のものに転用するものです。

番号1を御覧ください。土地の所在は下石原3丁目●番●、面積は430平方メートルであります。譲渡人は大和ハウス工業株式会社川崎支社、譲受人は●●●●氏であり、転用目的は共同住宅の建設であります。杉本明彦委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。この土地は品川道と鶴川街道の交差点南側になり、生産緑地ではありませんが、今般、土地活用を図り、所有権の移転を伴う共同住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。

なお、12月2日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、12月7日に受理通知書を交付しております。

番号2を御覧ください。土地の所在は飛田給3丁目●番●外2筆、面積は合計で650平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏、譲受人はタクトホーム株式会社であり、転用目的は戸建て住宅の建設であります。林委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。これらの土地は飛田給小学校の南側にある土地であり、以前は生産緑地ではありましたが、令和4年8月に買取り申出がなされ、同年11月に行為制限の解除となっております。今般、土地活用を図り、所有権の移転を伴う戸建て住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。

なお、12月5日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、12月12日に受理通知書を交付しております。

番号3を御覧ください。土地の所在は富士見町1丁目●番●外3筆、面積は合計で461.0

8平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏、譲受人はタクトホーム株式会社であり、転用目的は戸建て住宅の建設であります。杉本明彦委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。この土地は石原小学校の西側にある土地であり、以前は生産緑地ではありましたが、令和4年9月に買取り申出がなされ、同年12月に行為制限の解除となっております。今般、土地活用を図り、所有権の移転に伴う戸建て住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。

なお、12月16日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、1月4日に受理通知書を交付しております。

番号4を御覧ください。土地の所在は下石原3丁目●番●、面積は423平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏、譲受人は株式会社東栄住宅であり、転用目的は戸建て住宅の建設であります。杉本明彦委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。この土地は第五中学校の東側にある土地であり、以前は生産緑地ではありましたが、令和4年9月に買取り申出がなされ、同年12月に行為制限の解除となっております。今般、土地活用を図り、所有権の移転に伴う戸建て住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。

なお、12月16日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、1月4日に受理通知書を交付しております。

専決処分の報告についての説明は以上となります。

○議長　ただいま事務局から2件の説明がありましたことについて何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」との声あり）

ほかに御質問、御意見もないようですので、報告の2件について承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

御異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

続きまして、日程第4の報告事項を議題とします。ア、農地法第18条第6項の規定による通知について、イ、令和4年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況について、ウ、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（引き続き農業経営を行っている旨の証明）について、以上3件を事務局より説明します。

○佐野書記　それでは、報告事項について御説明いたします。

資料、報告事項アを御覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知についてであります。この通知は、農地の賃貸借につき、その農地の賃貸人と賃借人との間で賃貸借契約の合意解約がなされたことの通知であります。

番号1を御覧ください。土地の所在は下石原3丁目●番●、面積は552平方メートルであります。この土地について、賃貸人・●●●●氏と賃借人・●●●●氏との間で賃貸借契約が結ばれておりましたが、令和4年10月25日に両者の合意による賃貸借契約の解除がなされた旨の通知がありました。

番号2を御覧ください。土地の所在は佐須町4丁目●番●、面積は82平方メートルであります。この土地について、賃貸人・農林水産省所管国有財産管理者東京都知事・小池百合子氏と賃借人・●●●●氏との間で賃貸借契約が結ばれておりましたが、令和4年12月20日に両者の合意による賃貸借契約の解除がなされた旨の通知がありました。

番号3を御覧ください。土地の所在は深大寺南町4丁目●番●、面積は722平方メートルであります。この土地について、賃貸人・●●●●氏、賃借人・●●●●氏との間で賃貸借契約が結ばれておりましたが、令和4年12月27日に両者の合意による賃貸借契約の解除がなされた旨の通知がありました。

次のページをお願いいたします。資料、報告事項イを御覧ください。令和4年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況についてであります。最初の表は、農地として権利移動等をしたものの表になります。今回総会での審議状況を御覧ください。農地法第3条の許可申請はありませんでした。第3条の3の届出は2件、2,335平方メートル、第18条及びその他のものは、第18条第6項の通知が3件、1,356平方メートルになります。

真ん中の表は、宅地として農地転用したものの表になります。今回総会での審議状況を御覧ください。農地法第4条はありませんでした。農地法第5条が4件、1,964.08平方メートルになります。

一番下の表は、真ん中の表の農地転用があったものの転用後の用途になります。今回の総会審議状況で前回から変更になった部分は、農地法第4条は変更ありませんでした。農地法第5条では、表の上から2段目、建売住宅・分譲に転用したものが14件、1万3,165.08平方メートル。表の上から3段目、共同住宅に転用したものが4件、2,361平方メートル。合計は、表の右の合計欄で31件、面積2万755.67平方メートルとなります。

次のページをお願いいたします。資料、報告事項ウを御覧ください。租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（引き続き農業経営を行っている旨の証明）についてで

あります。この証明は、相続税の納税猶予を受けている者が3年ごとに相続税の納税猶予を継続して受けるために、引き続き農業経営を行っていることを証明するものです。

番号1について御説明いたします。土地の所在は緑ヶ丘2丁目●番●外9筆、面積は合計で4,448.65平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。斉藤委員が現地確認をしております。

番号2について御説明いたします。土地の所在は国領町1丁目●番●外1筆、面積は合計で494平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。石原委員が現地確認をしております。

番号3について御説明します。土地の所在は深大寺南町1丁目●番●外12筆、面積は合計で5,810.57平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。加納委員が現地確認をしております。

番号4について御説明いたします。土地の所在は染地2丁目●番●外4筆、面積は合計で2,612平方メートル、うち3筆の1,592平方メートルは認定都市農地貸付けのため、引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明を併せて発行しております。相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。山口委員が現地確認をしております。

なお、番号1から番号4につきましては、全ての申請書類に不備はなく、証明書を発行しております。

以上で報告事項の説明を終わります。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたことについて何か御質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」との声あり)

ほかに御質問、御意見もないようですので、報告の3件を承認することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

続きまして、日程第5、協議事項についてです。農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)に対する農業委員会の意見についてを議題とします。事務局が朗読します。

○佐野書記 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)に対する農業委員会の意見について」、上記の協議事項を提出する。令和5年1月19日。提出者、調布市

農業委員会会長、矢ヶ崎宏始。

○議長　ただいま協議事項について朗読がありました。続いて、提案理由の説明をお願いいたします。

○秋山書記　基本構想の改訂について御説明させていただきます。

最初に、事前にお配りしている資料から確認させていただきます。横ホチキス留め、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）をお配りしております。

まず初めに、基本構想とは、調布市における今後おおむね10年間において育成すべき農業経営体の目標の設定や農家数等の主要な農業指標などを示したもので、各種補助事業、資金の要件となる認定農業者等は、この基本構想に基づき認定されることとなっております。

認定農業者とは、意欲ある農業者が自らの経営を計画的に改善するために、今後5年間の農業経営の改善に関する計画、農業経営改善計画を作成し、市が農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想に示された目標に照らして認定する制度です。

認定農業者になるメリットとしては、経営改善に向けた相談、研修を受けることができることや、農業経営の育成支援を行うための市や都の補助事業が活用できることです。市では、現在46経営体、67人が認定されております。

今般、令和5年1月4日付で調布市長から基本構想の意見照会の依頼がありました。市では、基本構想を平成26年に改訂し、農業指標の設定をおおむね10年後の令和4年度としており、今回、計画期間が終了することから改訂を行うこととなりました。

基本構想を改訂する際は、農業経営基盤強化促進法第6条第2項第4号に基づき、農業委員会及び農業協同組合から意見を聴取することとなっております、農業委員の皆さんには、事前に御意見や御質問をいただいているところです。

改訂の内容といたしましては、事前にいただいた御意見、御質問を踏まえ、今後おおむね7年間の育成すべき農業経営体の目標の設定や農家数等の主要な農業指標などとなっております。

なお、調布市で認定農業者になるための所得目標、年間300万円以上については、今回の改訂において変更はありません。

最後に、今後のスケジュールについてですが、法に基づき、農業協同組合に対しても意見照会を行い、農業委員会と農業協同組合、それぞれの意見を添付の上、東京都知事に協議し、同意を得た後、令和5年3月末頃に告示する予定となっております。

説明は以上です。

○議長　ただいま協議事項について説明がありましたことについて農業委員会の皆様には、事前に御意見や御質問などをお聞きし、それらを踏まえ、私から農業委員の意見としてまとめさせていただきます。

(事務局配付)

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の改訂に係る意見書

都市農業は、新鮮な農産物の供給をはじめ、環境保全、食育、防災機能等、多面的機能を有しており、そこで暮らす市民にとって貴重な空間としての重要な役割を果たしております。

また、都市農業振興基本法の制定をはじめとし、都市農地の貸借の円滑化に関する法律の制定や、生産緑地法の改正等の様々な法整備が行われたことで、都市農業が安定的に継続できる環境が整いつつあり、都市農業は大きな転機を迎えています。

しかしながら、都市化の波に飲み込まれ減少する農地問題や収益性の低い農業経営等、引き続き、都市農業の安定化のために農業経営基盤を強化促進していかなければなりません。その観点から、今回改訂された「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」は、調布市の農業を守るものと高く評価いたします。

また、都市農業を守ることは、年々失われる農地を保全することにもつながることから、施策の推進には農業関係者及び農業協同組合との連携を図っていただくとともに、本構想を着実に実行し、都市農業を守っていただくよう要望いたします。

以上、調布市農業委員会の意見とします。

本件につきまして、事前にいただいた意見などを踏まえ、まとめさせていただきましたが、よろしいでしょうか。また、今後については、事務局に一任ということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認め、そのように決定することといたします。

次に、その他報告及び連絡事項について事務局から説明します。

○朝倉事務局次長　その他報告及び連絡事項です。

今回の総会日程について。今回の総会日程ですが、令和5年2月9日木曜日午後3時か

ら調布市文化会館たづくり1001学習室にて。役員会は同日午後2時半から開催いたしますので、御出席のほどよろしく願いいたします。

2番目、北多摩南部地区農業委員会検討会の開催について。北多摩南部地区農業委員会検討会が来週、1月26日木曜日午後1時半からJAむさし小金井支店で開催されまして、そちらのほう、会長と副会長が出席予定でございます。

続きまして、3番目、令和4年度北多摩地区農業委員会連合会優秀農業経営者表彰式の開催についてでございます。こちらにつきましては、2月3日午後1時半から清瀬市役所で開催されまして、当日は受賞された●●●●氏、担当地区農業委員の杉本富美男農業委員が出席予定でございます。

続きまして、4番目、令和4年度東京都指導農業士の認定式の開催についてでございます。こちらは、認定式が令和5年2月8日午後2時からJA東京第1ビルで開催されまして、当日は認定された●●●●氏が出席予定でございます。

5番目、第64回東京都農業委員・農業者大会についてでございます。こちらは机上に配付された開催要領、水色の紙と白い紙を御覧いただければと思います。第64回東京都農業委員・農業者大会が令和5年2月16日木曜日午後1時からJ:COMホール八王子で開催されますので、御出席していただける農業委員の皆様は以前御案内しているとおり、当日午前11時30分頃、文化会館たづくりとアフラックの間の道路に集合をよろしく願いいたします。

続きまして、その他なのですけれども、2点、御説明させていただきます。北多摩南部地区農業委員会検討会の資料、1月5日付で農業委員さんにファクス等で通知をさせていただいているかと思えます。こちらにつきましては、1月16日が締切りという形で意見を求めさせていただいたのですけれども、特に意見が出てきませんでしたので、こちらの配付した意見書をそのまま地区別検討会の資料として提出させていただきますので、御了承のほどよろしく願いいたします。

続きまして、第52回全国農業経営者研究大会についてでございます。こちらにも配付した開催要領のとおり、もし参加していただける方がいらっしゃいましたら1月24日火曜までに、こちらは直接、東京都農業会議へメールでお申込みいただければと思いますので、御興味ある方につきましては、申込みのほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長 　ただいま事務局から説明がありましたことについて何か御質問がありましたら

お願いいたします。

(「なし」との声あり)

ほかに御質問、御意見もないようですので、説明のとおりといたします。

それでは、本日の日程は全て終了しましたので、これで第23期第11回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後3時34分

調布市農業委員会議事規則第13条の
規定によりここに署名押印します。

年 月 日

議長

署名委員

2 番委員

5 番委員